

佐賀県告示第350号

指定金融機関等の指定（平成13年佐賀県告示第163号）の一部を次のように改正する。

平成25年11月15日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
1・2 略			1・2 略		
3 収納代理金融機関			3 収納代理金融機関		
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
略			略		
" 親和銀行	<u>佐賀県内の全ての店舗及び波佐見支店</u>	<u>県公金の収納事務（波佐見支店は県立高等学校授業料の収納事務に限る。）</u>	" 親和銀行	<u>日本国内の全ての店舗</u>	県公金の収納事務
" 西日本シティ銀行	<u>日本国内の全ての店舗</u>	<u>県公金の収納事務</u>	" 西日本シティ銀行	<u>〃</u>	<u>〃</u>
略			略		